

保育所等の入所に係る「利用調整基準表」の見直しについて

本区の保育所等の入所に係る利用調整(入所選考)については、保護者の保育の必要性を指数化して点数の高い順に保育所等への入所を決定している。

近年の子育て環境や働き方改革、働き方の多様性等に伴い、現行の基準が本区の実態と必ずしも合わない状況が見受けられ、これまで以上にさまざまな就労形態が想定される現状を鑑み、基準の見直しを行う。

1 「基本指数」に関する見直し

- (1) 居宅外労働と居宅内労働の区分を統合する。
- (2) 就労時間について、休憩時間を含む労働契約上の正規の時間とする。

2 「調整指数」に関する見直し

- (1) 期間限定型保育事業について、入所申込締切日時時点で当該事業を利用しているすべての方を対象とする。
- (2) 危険物を扱う業種について、上記1(1)の見直しに伴い、現行基準の合計点との整合を図るため、指数(加点)を見直す。

3 「優先順位」に関する見直し

待機期間の取り扱いを含め、令和3年3月頃までを目途に全体的な見直しを行う。

4 育児休業延長を許容できる方への対応

入所申込時において、当面復職の意思がなく育児休業の延長を目的に入所申込を行う方については、事前に意思確認ができた場合、本人の了承を得たうえで基本指数・調整指数・優先順位は適用しない。

5 実施時期

令和3年4月入所に係る利用調整から適用する。ただし、優先順位に関する見直しについては、令和5年4月入所に係る利用調整から適用する。

【参考】

令和3年4月入所選考に係る今後のスケジュール

令和2年10月20日 「令和3年度保育園のごあんない」 配布

11月2日 令和3年4月入所申込(第1回)受付開始

12月1日 令和3年4月入所申込(第1回)締切

令和3年2月上旬 令和3年4月入所申込(第2回)受付開始、第1回結果通知発送

3月上旬 第2回結果通知発送

新旧対照表(令和3年4月入所申込から適用)

別紙

◎基本指数
【現 行】

番号	保護者の状況					指数	保育の提供期間	
	類型	細目						
1	居宅外労働	月２０日以上	(1)	１日７時間以上の就労を常態		20	就労をする期間	
			(2)	１日６時間以上７時間未満の就労を常態		19		
			(3)	１日４時間以上６時間未満の就労を常態		18		
		月１６日以上	(4)	１日７時間以上の就労を常態		17		
			(5)	１日６時間以上７時間未満の就労を常態		16		
			(6)	１日４時間以上６時間未満の就労を常態		15		
		月１２日以上	(7)	１日７時間以上の就労を常態		14		
			(8)	１日６時間以上７時間未満の就労を常態		13		
			(9)	１日４時間以上６時間未満の就労を常態		12		
		その他	(10)	上記のほか、勤務の態様から保育が必要と認められる場合				
2	居宅内労働	自営	中心者	(1)	１日７時間以上の就労を常態		19	就労をする期間
				(2)	１日６時間以上７時間未満の就労を常態		18	
				(3)	１日４時間以上６時間未満の就労を常態		17	
			協力者	(4)	１日７時間以上の就労を常態		17	
				(5)	１日６時間以上７時間未満の就労を常態		16	
				(6)	１日４時間以上６時間未満の就労を常態		15	
		内職	(7)	１日６時間以上とみなされる内職を常態		12		
			(8)	１日４時間以上６時間未満とみなされる内職を常態		11		
		その他	(9)	上記のほか、勤務の態様から保育が必要と認められる場合				
3	ひとり親家庭		(1)	離婚（事実上の離婚を含む。）・死亡・行方不明・拘禁・未婚		20	必要な期間	
4	妊娠・出産 疾病・障害	出産	(1)	出産前後休養のため保育が必要な場合		12	５か月以内※	
			(2)	入院中・入院予定者（１か月以上）※入園月中に入院予定があるものを含む。		20		
		疾病	長期入院	(3)	常時臥床・精神性疾患・感染性疾患		20	必要な期間
				(4)	安静（おおむね日中４時間以上就床）		16	
			居宅内	(5)	一般療養		12	
		心身障害者		(6)	身体障害者手帳１～２級 愛の手帳１～３度 精神障害者保健福祉手帳１～３級		20	
				(7)	身体障害者手帳３級 愛の手帳４度		16	
			(8)	身体障害者手帳４級		12		
5	介護・看護	入院・通院 入所・通所 付添い	(1)	月２０日以上かつ１日４時間以上の付添い		18	看護・介護を 必要とする期間	
			(2)	月１６日以上かつ１日４時間以上の付添い		15		
			(3)	月１２日以上かつ１日４時間以上の付添い		12		
		自宅療養	(4)	常時介護・重度介護		18		
			(5)	随時介護（身の回りの事はある程度出来るが、しばしば介助が必要）		15		
			(6)	一般療養		12		
6	災害復旧		(1)	災害等による家屋の損失、その他災害復旧のため保育に当たれない場合		20	必要な期間	
7	求職活動	就労内定 就学内定	(1)	１日７時間以上の就労を常態		13	１か月	
			(2)	１日６時間以上７時間未満の就労を常態		12		
			(3)	１日４時間以上６時間未満の就労を常態		11		
		未定	(4)	求職のため日中外出を常態		11	３か月	
8	就学・訓練	通学・通所	(1)	学校教育法に定める学校等や職業訓練施設に通学・通所している場合		番号１を準用	通学が終了する月の末日まで	
9	特例	その他	(1)	前各号に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認める場合			必要な期間	

※就労時間は規則に基づく実労働時間とし、休憩・残業・通勤時間は含まれません。

【変更後】★印は変更点

番号	保護者の状況				指数	保育の提供期間	
	類型	細目					
★ 1	居宅外労働 居宅内労働	月２０日以上	(1)	1日 8時間以上の就労を常態	20	就労をする期間	
			(2)	1日6時間以上 8時間未満の就労を常態	19		
			(3)	1日4時間以上6時間未満の就労を常態	18		
		月１６日以上	(4)	1日 8時間以上の就労を常態	17		
			(5)	1日6時間以上 8時間未満の就労を常態	16		
			(6)	1日4時間以上6時間未満の就労を常態	15		
		月１２日以上	(7)	1日 8時間以上の就労を常態	14		
			(8)	1日6時間以上 8時間未満の就労を常態	13		
			(9)	1日4時間以上6時間未満の就労を常態	12		
		その他	(10)	上記のほか、勤務の態様から保育が必要と認められる場合			
2	ひとり親家庭		(1)	離婚（事実上の離婚を含む。）・死亡・行方不明・拘禁・未婚	20	必要な期間	
3	妊娠・出産 疾病・障害	出産	(1)	出産前後休養のため保育が必要な 場合	12	必要な期間	
			(2)	入院中・入院予定者（1か月以上）（入園月中に入院予定があるものを含む。）	20		
		疾病	長期入院	(3)	常時臥床・精神性疾患・感染性疾患		20
				(4)	安静（おおむね日中4時間以上就床）		16
			居宅内	(5)	一般療養		12
		心身障害者		(6)	身体障害者手帳１～２級 愛の手帳１～３度 精神障害者保健福祉手帳１～３級		20
			(7)	身体障害者手帳３級 愛の手帳４度	16		
			(8)	身体障害者手帳４級	12		
4	介護・看護	入院・通院 入所・通所 付添い	(1)	月２０日以上かつ１日４時間以上の付添い	18	看護・介護を 必要とする期間	
			(2)	月１６日以上かつ１日４時間以上の付添い	15		
			(3)	月１２日以上かつ１日４時間以上の付添い	12		
		自宅療養	(4)	常時介護・重度介護	18		
			(5)	随時介護（身の回りの事はある程度出来るが、しばしば介助が必要）	15		
			(6)	一般療養	12		
5	災害復旧		(1)	災害等による家屋の損失、災害復旧のため保育に当たれない場合	20	必要な期間	
★ 6	求職活動	就労内定 就学内定	(1)	1日 8時間以上の就労を常態	13	1か月	
			(2)	1日6時間以上 8時間未満の就労を常態	12		
			(3)	1日4時間以上6時間未満の就労を常態	11		
		未定	(4)	求職のため日中外出を常態	11	3か月	
7	就学・訓練	通学・通所	(1)	学校教育法に定める学校等や職業訓練施設に通学・通所している場合	番号1を準用	通学等が終了する月の末日まで	
8	特例	その他	(1)	前各号に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認める場合		必要な期間	

※就労時間は労働契約上の正規の時間(休憩時間を含む)とし、残業は含まない。

◎調整指数

【現 行】

番号	条件	指数	
1	社会的養護が必要な場合（虐待・DVなど）	世帯に加算	+7
2	ひとり親世帯	世帯に加算	+5
3	生活保護受給中の場合	世帯に加算	+4
4	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	世帯に加算	+4
5	育児休業の取得により、一時退園し、育児休業明けに再度入所を申し込む場合	再申込児に加算	+4
		再申込児の弟・妹に加算	+2
6	兄弟姉妹が既に入所している保育所への入所（転園）を希望する場合（当該園の利用調整のみ加算）	申込児に加算	+3
7	兄弟姉妹ともに入所を希望する場合	世帯に加算	+1
8	申込児が家庭的保育事業を利用している場合（2歳児クラス以降の加算は2歳児クラスの4月入園から適用）	0・1歳児クラス申込児に加算	+1
		2歳児クラス以降申込児に加算	+3
9	申込児が居宅訪問型保育事業（待機児童向け）を利用している場合（2歳児クラス以降の加算は2歳児クラスの4月入園から適用）	0・1歳児クラス申込児に加算	+1
		2歳児クラス以降申込児に加算	+3
10	申込締切日現在2か月以上、申込児が期間限定型保育事業を利用している場合	申込児に加算	+2
11	申込児を地域型保育事業所（家庭的保育事業以外）の保育施設（小学校就学前までの連携施設がある場合を除く。）に預けており、3歳児クラスから区内認可保育所への入所を希望する場合（3歳児クラスの4月入所から適用）	申込児に加算	+3
12	就労等（育児休業中を除く。）の理由により申込児を認証保育所又は企業主導型保育事業所に預けており、3歳児クラスから区内認可保育所への入所を希望する場合（3歳児クラスの4月入所から適用）	申込児に加算	+3
13	就労等（育児休業中を除く。）の理由により申込児を無認可保育施設等（認証保育所、企業主導型保育事業所を除く。）に申込締切日現在2か月以上有償（週3日以上・1日4時間以上の契約）で預けている場合	申込児に加算	+3
14	子どものいる自宅内勤務で、危険物を扱う業種の場合	世帯に加算	+2
15	就労証明書の記載内容に対して、勤務実績、収入実績のいずれかもしくは両方とも整合性がない場合	世帯より減算	-2
16	保育料の滞納が3か月以上ある場合（卒園児含む）	世帯より減算	-5
17	保育料の滞納が6か月以上ある場合（卒園児含む）	世帯より減算	-10



【変更後】★印は変更点

番号	条件	指数	
1	社会的養護が必要な場合（虐待・DVなど）	世帯に加算	+7
2	ひとり親世帯	世帯に加算	+5
3	生活保護受給中の場合	世帯に加算	+4
4	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	世帯に加算	+4
5	育児休業の取得により、一時退園し、育児休業明けに再度入所を申し込む場合	再申込児に加算	+4
		再申込児の弟・妹に加算	+2
6	兄弟姉妹が既に入所している保育所への入所（転園）を希望する場合（当該園の利用調整のみ加算）	申込児に加算	+3
7	兄弟姉妹ともに入所を希望する場合	世帯に加算	+1
8	申込児が家庭的保育事業を利用している場合（2歳児クラス以降の加算は2歳児クラスの4月入園から適用）	0・1歳児クラス申込児に加算	+1
		2歳児クラス以降申込児に加算	+3
9	申込児が居宅訪問型保育事業（待機児童向け）を利用している場合（2歳児クラス以降の加算は2歳児クラスの4月入園から適用）	0・1歳児クラス申込児に加算	+1
		2歳児クラス以降申込児に加算	+3
★ 10	申込児が当該年度内に期間限定型保育事業を利用している場合（2歳児クラスの4月入所申込時に適用）	申込児に加算	+2
11	申込児を地域型保育事業所（家庭的保育事業以外）の保育施設（小学校就学前までの連携施設がある場合を除く。）に預けており、3歳児クラスから区内認可保育所への入所を希望する場合（3歳児クラスの4月入所から適用）	申込児に加算	+3
12	就労等（育児休業中を除く。）の理由により申込児を認証保育所又は企業主導型保育事業所に預けており、3歳児クラスから区内認可保育所への入所を希望する場合（3歳児クラスの4月入所から適用）	申込児に加算	+3
13	就労等（育児休業中を除く。）の理由により申込児を無認可保育施設等（認証保育所、企業主導型保育事業所を除く。）に申込締切日現在2か月以上有償（週3日以上・1日4時間以上の契約）で預けている場合	申込児に加算	+3
★ 14	子どものいる自宅内勤務で、危険物を扱う業種の場合	世帯に加算	+1
15	就労証明書の記載内容に対して、勤務実績、収入実績のいずれかもしくは両方とも整合性がない場合	世帯より減算	-2
16	保育料の滞納が3か月以上ある場合（卒園児含む）	世帯より減算	-5
17	保育料の滞納が6か月以上ある場合（卒園児含む）	世帯より減算	-10